

令和4年度 前橋市立若宮小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 策定・改訂の経緯

前橋市教育委員会は、平成24年には「いじめ撲滅宣言」を策定し、平成25年には「いじめ対策室」を設置した。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が公布、施行され、これに基づき「群馬県いじめ防止基本方針」が出された。これらを受け平成26年5月に「前橋市いじめ防止基本方針」を策定した。平成29年3月に国の方針が改訂されたことから、平成30年4月に「前橋市いじめ防止基本方針」を改訂した。

若宮小では、社会情勢と国・県・市の施策を受け、自校におけるいじめの未然防止と早期発見・早期解決のため「若宮小いじめ防止基本方針」を策定し、平成31年3月に改訂した。

(2) 若宮小学校の基本的な考え方や方針等

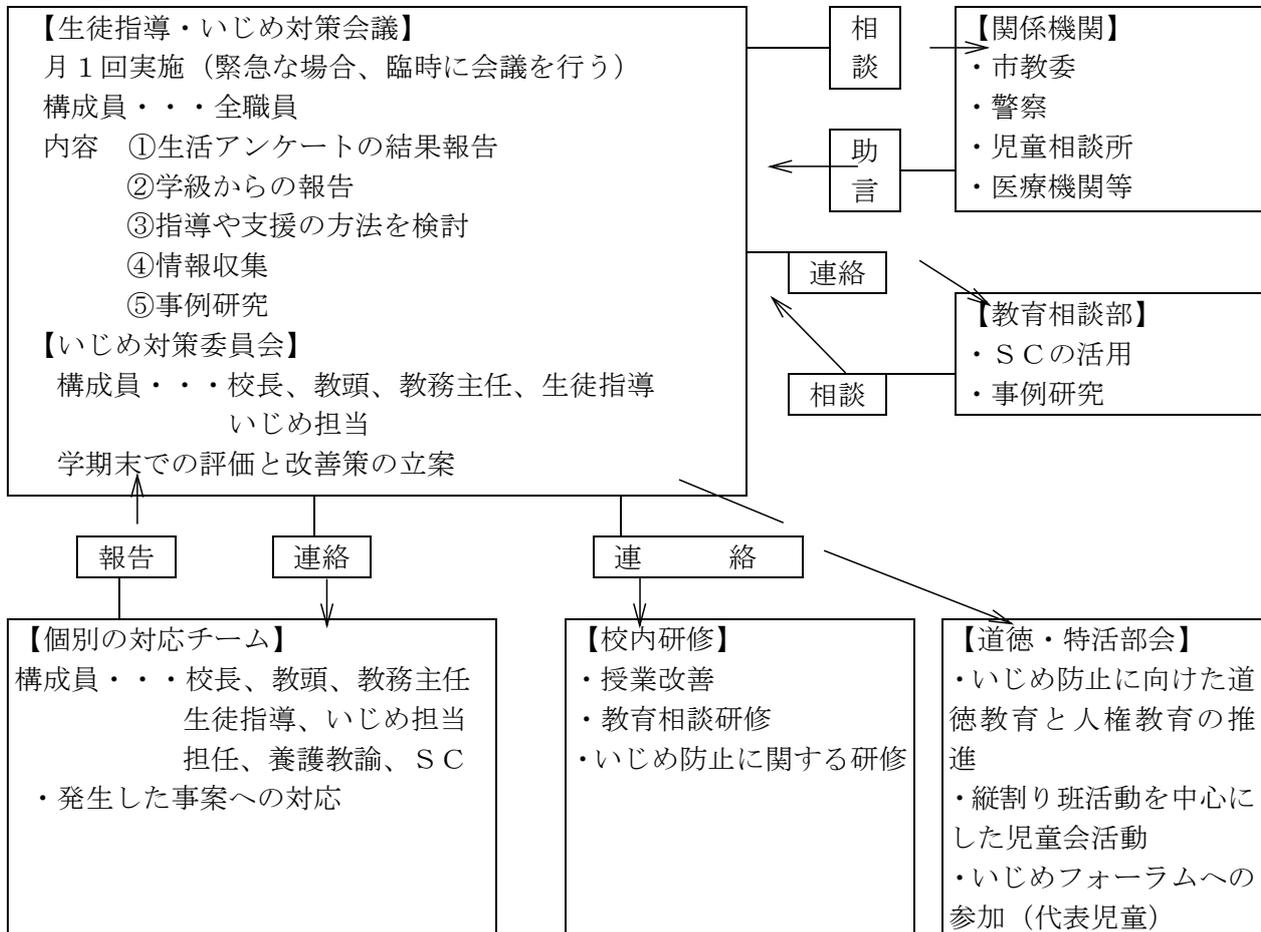
いじめ防止等に向け、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会を中核として、校長のリーダーシップの下、全校一致の協力体制で、前橋市教育委員会等関係機関と適切に連携しながら対策を推進する。

(3) めざす児童像

- ・一人一人に居場所があり、学校に来るのが楽しいと感じる児童
- ・やさしさと思いやりの心で友達に接することができる児童
- ・いじめを許さない・いじめを絶対にしない児童

2 組織及び校内体制について

組織構想図



3 いじめ未然防止

(1) 基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 「学校に来るのが楽しい」と児童が感じるように、分かる授業、楽しい授業を実践する。
- 道徳教育・人権教育を充実させ、規範意識や集団のあり方について話し合う学習を行う。
- 特別活動（児童会活動・学級活動）を通して、お互いの良さを認め合ったり、自己有用感を持ってたりする教育活動を展開する。
- 配慮が必要な児童に対して、個別の教育支援計画や教育指導計画を活用した適切な指導と個に応じた支援を行う。
- これらの活動を通して、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) 指導計画・研修計画

〈若宮小学校「いじめ防止」年間計画〉

PLAN	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施（重点指導項目の決定） ・実態把握（月1回の生活アンケート計画） ・年間指導計画の作成（SC活用計画） ・児童会活動案検討 	
DO	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生活アンケート実施 ・生活アンケート事案への対応 ・月1回のいじめ対策会議実施 ・児童会によるあいさつ運動の実施 ・個別の教育相談実施 ・情報モラル教室の実施（高学年児童・保護者） ・縦割り班活動を中心とした児童会活動 ・ソーシャルスキルトレーニングの実施 ・SCによるカウンセリング ・「いじめ未然防止」の校内研修実施 ・道徳授業の実施 ・人権集会の実施（人権標語の募集） 	
CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会による評価（課題把握）と改善策の立案 ・児童会活動の振り返り ・学年ブロックによる道徳授業の評価 ・年間指導計画の評価 	
ACTION	<ul style="list-style-type: none"> ・重点指導項目の改善 ・年間指導計画の改善 	

（別添 全体計画）

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・保護者へは、いじめ未然防止について学校便りや学年通信を通して周知する。
また、PTA会議や学級懇談会の話題に取り上げる。
- ・地域のボランティア（交通指導員、遊び場指導員、寺子屋、ボランティアの会）に、学校行事・学年行事や学習に協力していただく。

(4) 校内研修

- ・スクールカウンセラー等が講師になり、個別の教育相談や支援の方法を研修する。
- ・児童一人一人が自己有用感を持つための、特別活動・学級経営について研修する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめを早期に発見するため、学校の組織全体で取り組む。家庭・地域とも連携し、いじめの早期発見に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①生活アンケートの実施（月1回実施）
- ②日常生活の見取り
- ③教育相談（教師：児童 教師：保護者 SC：児童 SC：保護者 SC：教師）
- ④保護者・地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・月1回のいじめ対策会議における職員の共通理解
- ・生活アンケートの結果報告

(4) 情報に基づいた対応の方針を立案実施

- ・いじめ対策会議における対応策の立案

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策会議」が、各種ケースをいじめとして対応すべき事案かどうか判断する。

(2) 重大事態発生の場合

緊急に「いじめ対策会議」を開き、事実の確認をし対応策を立てる。

(3) その他

被害者の心情を大切にされた対応策を立てる。

6 その他

○評価と改善について

学期末の「いじめ対策委員会」で学期ごとの評価を行い、改善策を立てる。

○保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学校便りで、いじめに対する学校の取り組みを知らせ、保護者や地域の理解を得る。

注「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法より抜粋）」